様式第五号（歯科衛生士法施行規則第９条関係）

**歯科衛生士業務従事者届**

　令和２年12月31日現在

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フ　 リ　 ガ　 ナ |  | | 性別 |  | 年齢 | 歳 |
| 氏　　　　　名 |  | |
| 住　　　　　所 |  | | | | | |
| 歯科衛生士名簿  登　　　　　録 | 番　　　　号 |  | | | | |
| 年月日 |  | | | | |
| 業務に従事する  場　　　　　所 | １　保健所（　ア　所内　　イ　市町村駐在　）  ２　市町村  ３　病　院  ４　診療所  ５　介護老人保健施設  ６　介護医療院  ７　指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  ８　居宅介護支援事業所  ９　その他（５～８以外）の介護施設等  10　歯科衛生士学校又は養成所  11　事業所（会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関等）  12　その他（１～11以外の業務従事：　　　　　　　　　　　　　　 ） | | | | | |
| 所在地 |  | | | | |
| 名　　　　称 |  | | | | |
| 電話番号 |  | | | | |
| ＦＡＸ |  | | | | |
| 備　　　　　考 |  | | | | | |

（注意）

１　該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。

２　「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

なお、記載に際しては、裏面の「業務に従事する場所の区分について」も参照すること。

３　平成３年６月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

４　登録年月日は免許証の裏面も確認した上で記載し、再交付又は書換え交付された年月日を記載しないように注意すること。

５　令和３年１月15日までに「令和２年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の提出先一覧表」に記載の提出先に提出すること。

**届出票の業務に従事する場所の区分について**

|  |  |
| --- | --- |
| 業務に従事する場所 | 説　明 |
| 保 健 所 (1) | 保健所の職員であって業務に従事している者が該当する。 |
| 市 町 村 (2) | 市町村の職員であって（都道府県から派遣された歯科衛生士を含む。）業務に従事している者が該当する。 |
| 病　 院 (3) | 医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者が該当する。 |
| 診 療 所 (4) | 医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者が該当する。 |
| 介護老人保健施設 (5) | 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者が該当する。 |
| 介護医療院（6） | 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している者が該当する。 |
| 指定介護老人福祉施設  （特別養護老人ホーム）（7） | 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において業務に従事している者が該当する。 |
| 居宅介護支援事業所（8） | 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業所において業務に従事している者が該当する。 |
| その他（５～８以外）の  介護施設等（9） | （5）から（8）以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者が該当する。 |
| 歯科衛生士学校又は養成所 (10) | 文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校又は都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所において業務に従事している者が該当する。 |
| 事業所（会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関等）（11） | （1）から（10）に該当しない事業所又は事務所（会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関等）において業務に従事している者が該当する。 |
| そ の 他 (12) | （1）から（11）に該当しない場所において業務に従事している者が該当する。 |